

小規模企業共済

経営セーフティ共済

『全国加入促進強調月間運動』が開始されます

中小機構では、令和7年度加入促進計画に基づき、10月1日から11月30日までの間を「全国加入促進強調月間運動」と位置づけ、加入検討者さまへの加入勧奨を重要な柱として、制度の普及に積極的に取り組みます。特に小規模企業共済につきましては、例年この「全国加入促進強調月間運動」期間以降から年末にかけて最も加入につながりやすい時期になりますので、特段のご協力をお願いいたします。また、本強調月間運動に併せて、PR用の広告データや制度説明資料を下記サイトにて配布しております。ぜひご活用ください。

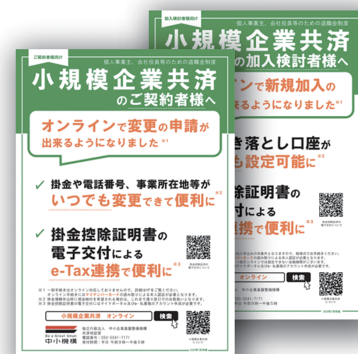
小規模企業共済

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/partner/sad/index.html>



経営セーフティ共済

<https://kyosai-web.smrj.go.jp/partner/tad/index.html>



共済サポートnavi（トップページ）→委託機関の方はこちらから→広告データ（小規模企業共済・経営セーフティ共済）

両共済におけるオンライン手続きについて

中小機構では現在、共済システム再構築プロジェクトに取り組んでいるところです。

商工共済ニュース2023年新春号、春号および初夏号にて「2025年9月より実現予定」とご案内しておりましたが、共済にかかるすべての手続きのオンライン化などについては、システム刷新に万全を期すため、**実現時期を2025年9月から延期**することとしております。新たな実現時期につきましては、あらためて商工共済ニュース等にてお知らせいたします。

それまでの間は、現在実施しておりますオンライン手続きに加え、一部のオンライン手続きを追加実装し、引き続きご利用いただくことが可能です。加入検討者さま、ご契約者さまにご利用をおすすめくださいますようお願い申し上げます。

追加実装の詳細につきましては、2ページ以降をご覧ください。

両共済におけるオンライン手続きの拡充について

小規模企業共済および経営セーフティ共済におけるオンライン手続きについて、**令和7年9月22日（月曜）**より利用可能となる手続きが拡充されます。

オンライン手続きの拡充については、商工共済ニュース2023年オンライン化だより特別号にてご案内させていただきました「小規模企業共済オンライン手続きポータル」および「経営セーフティ共済オンライン手続きポータル」の選択項目を追加し実装いたします。



すでに利用可能なお手続きおよび上記ポータルのログイン方法につきましては、下記の商工共済ニュースをご覧ください。

商工共済ニュース 2023年オンライン化だより特別号
<https://kyosai-web.smrj.go.jp/content/000003244.pdf>

ここからは、今回の拡充にて利用可能となるオンライン手続きをご紹介します。

小規模企業共済でオンライン手続きの対象として追加されるもの

①共済金請求手続き	契約者さまご本人からの請求ができるようになります。
②解約手当金請求手続き	契約者さまご本人からの請求ができるようになります。
③掛金納付月数通算手続き	同一人通算（通算元または通算先が共同経営者のもの以外の通算手続き）ができるようになります。

①共済金請求手続き

②解約手当金請求手続き

共済金請求手続きおよび解約手当金請求手続きについては、共済金等請求として同様の手続き方法で申請できます。オンライン手続きにて申請いただける請求事由は以下のとおりです。

個人事業主の方

- ・個人事業の廃止（1101）
- ・個人事業を配偶者又は子に全部譲渡（1107）
- ・法人成り（1108・1109・1129～1132）
- ・老齢給付（1112）
- ・任意解約（1110）
- ・機構解約（1111）



会社等役員の方

- ・会社等の解散（1203）
- ・会社等役員の退任（1204、1206）
- ・老齢給付（1212）
- ・任意解約（1210）
- ・機構解約（1211）



共同経営者の方

- ・共同経営者の退任（1151、1154、1180）
- ・共同経営者の地位の全部譲渡（1157）
- ・法人成り（1158、1159、1179）
- ・任意解約（1160）
- ・老齢給付（1162）
- ・機構解約（1161）



※死亡請求はできません。

小規模企業共済オンライン申請サービスを用いた共済金請求、解約手当金請求の手続き方法は以下のとおりです。

事前に
ご準備を…



小規模企業共済のオンライン申請サービスは、**マイナンバーカード**及びその**読み取り機器**（ICカードリーダーライター、対応するスマートフォンなど）が必要となります。



ステップ1

中小機構共済事業特設サイト「共済サポートnavi」にある「小規模企業共済オンライン申請サービス」に入ります。

下記のURLまたは二次元コードからも入れます



https://kyosai-web.smrj.go.jp/online/describe/index_02.html

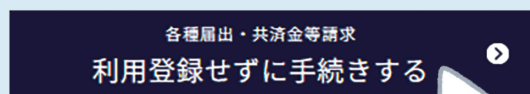
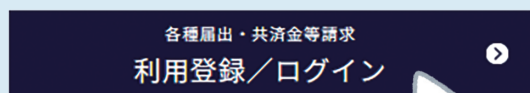
ステップ2

サイト中段にある次のボタンをクリック

○利用登録をする・既に利用登録している方は
→ **【利用登録／ログイン】** をクリック

※利用申請の方法については、商工共済
ニュース2023年オンライン化だより特別号
4～6ページをご覧ください。

○利用登録なしで即日お手続きをしたい方は
→ **【利用登録せずに手続きする】** をクリック



ステップ3（既に利用登録されている方）

「小規模企業共済オンライン手続きポータル」を開き **【ログイン】** をクリック

ステップ4

「ログイン」をクリックするとマイナンバーカードの読み取り方法の選択画面になります。

○ICカードリーダーライターをお持ちの方は
→ **【ICカードリーダーライターで読み取り】**
をクリックし、読み取り

○スマートフォンにマイナポータルアプリを
既にインストールされている方は
→ **【QRコードで読み取り】** をクリックし、
対応するスマートフォンにて読み取り

マイナポータルアプリについてはこちら



<https://services.digital.go.jp/mynportal-app/>

ICカードリーダーライターで読み取り >

QRコードで読み取り >

ステップ5

ログイン後、画面右下（スマートフォンの場合は下段）にある **【契約保全】** をクリック

「契約保全手続き」の画面に移動したら、選択項目上から7番目の **【共済金等請求】** をクリック



契約保全

各種手続きをする

共済金等請求

ステップ6

「共済金等請求①」の確認事項をご確認いただき、**【次へ】** をクリックすると「共済金等請求②」の画面に移動します。

「共済金等請求②」にて必要事項を入力の上、振込口座の通帳等の写しの画像を添付し、申請内容を確認すれば、共済金等請求の申請は完了です。

③掛金納付月数通算手続き

掛金納付月数通算手続きについては、共済金等請求手続きと同様の方法で申請できます。
オンライン手続きにて申請いただける通算区分は以下のとおりです。

掛金納付月数通算手続き（同一人通算のみ）

- | | | |
|------------------|---|-------------------------|
| ・11：（個人）個人事業の廃止 | → | （個人）個人事業の開業 |
| ・12：（個人）個人事業の廃止 | → | （役員）会社等の役員に就任 |
| ・13：（個人）個人事業の廃止 | → | （役員）新会社を設立して役員に就任（法人成り） |
| ・14：（役員）会社等の解散 | → | （個人）個人事業の開業 |
| ・15：（役員）会社等の解散 | → | （役員）会社等の役員に就任 |
| ・16：（役員）会社等役員の退任 | → | （個人）個人事業の開業 |
| ・17：（役員）会社等役員の退任 | → | （役員）会社等の役員に就任 |



小規模企業共済オンライン申請サービスを用いた掛金納付月数通算（同一人）の手続き方法は以下のとおりです。



契約保全

各種手続きをする

掛金納付月数通算（同一人）

ステップ1～5

ステップ1～4までは、3ページ以降の共済金等請求手続きと同じです。

「契約保全手続き」の画面に移動したら、選択項目上から6番目の【掛金納付月数通算（同一人）】をクリック

ステップ6

「掛金納付月数通算（同一人）①」の確認事項をご一読の上、「掛金納付月数通算（同一人）②」にて必要事項を入力、開廃業等届出書等の写しの画像を添付し、申請内容を確認すれば、掛金納付月数通算（同一人）の申請は完了です。

経営セーフティ共済でオンライン手続きの対象として追加されるもの

- ①任意解約手続き 契約者さまご本人※からの請求ができるようになります。
※11：個人事業主の任意解除、12：法人の任意解除
※代理人弁護士等からの請求はできません。

事前に
ご準備を...

経営セーフティ共済オンライン申請サービスは、GビズIDプライムのアカウントが必要となります。

解約手当金請求

経営セーフティ共済のオンライン手続きを用いた解約手当金請求は、マイナンバーカードの代わりに、GビズIDプライムを使う点を除き、小規模企業共済の共済金等請求手続きとおおむね同様です。

『掛金控除証明書』の発行について

●「掛金控除証明書」の発送時期およびお届け先

発送時期	対象者	お届け先
令和7年 11月中旬～下旬	・ 令和7年9月までに「現金あり」で加入し、同年1月～9月までに掛金を納付した方（当期間が前納中であつた方を含む ^{※1} ） ・ 令和7年7月までに「現金なし」で加入し、同年9月までに口座振替をした方	ご登録住所 ^{※2}
令和8年 2月中旬	・ 令和7年10月～12月に「現金あり」で加入した方 ・ 令和7年10月までに「現金なし」（「オンライン」での申請を含む ^{※4} ）で加入し、同年10月～12月までの間に初回の口座振替をした方 ・ 令和7年1月～9月に掛金の払込みがなく、かつ令和6年12月以前に令和7年1月～9月分の掛金の前納をしていない方で、令和7年10月～12月にのみ掛金を納付した方	ご登録住所 ^{※3}

- ※1: 令和7年1月～9月に掛金の払込みがなく、かつ前納掛金で令和7年中に充当するものがない場合、11月発送予定の「掛金控除証明書」は発行されません。
- ※2: 住所に変更があった場合、**令和7年10月10日（金曜）**までに中小機構に住所変更手続きの書類が届いている方、またはオンラインで住所変更手続きが完了している方は変更後の住所に「掛金控除証明書」を発送します。
- ※3: 住所に変更があった場合、**令和8年1月9日（金曜）**までに中小機構に住所変更手続きの書類が届いている方、またはオンラインで住所変更手続きが完了している方は変更後の住所に「掛金控除証明書」を発送します。
- ※4: オンラインで令和7年11月以降に加入した方は、当年中に控除できる金額はないため、「掛金控除証明書」は発行されません。

●「掛金控除証明書」の記載内容

令和7年11月発送の「掛金控除証明書」には、従来からの「掛金月額」に加えて、令和7年1～9月の「お払込み済額」、10～12月の「お払込み予定額」、「前納減額金お支払額」、これらをもとに算出された「控除額」が記載されています。

令和8年2月発送の「掛金控除証明書」には、「掛金月額」に加え、令和7年の「お払込み済額」、これをもとにした「控除額」が記載されています。

なお一括納付や月額変更等を申請された場合、年間の控除額を記載できないこともあります。その際は年内に払込んだ掛金総額を計算し、その年に前納減額金を受け取っていただければ、その掛金総額から差し引いて申告していただきます。

掛金控除証明書（11月発送）のイメージ

小規模企業共済掛金控除証明書

令和7年1月から同年9月末日までのお払込み状況を下記のとおり証明します。
内容をご確認のうえ所得控除の申告をしてください。

氏名	タロウ
住所	〒105-8453 トウキョウト ミナトクナイン 3-5-1 トノモン37モビル
契約年月日	令和3年3月3日
共済契約者番号	CD 123456789
掛金月額	10,000円
お払込み方法	お払込み
お払込み予定額 (10～12月)(B)	30,000円
前納減額金お支払額(C)	0円
控除額 (A)+(B)-(C)	120,000円

令和7年9月分まで払済み（払込継続中）

証明日 令和7年9月30日

【印刷物の書き方について】
1. 証明年9月末時点での掛金払込済額、10月～12月の払込予定額、前納減額金および前納減額金を記入します。
2. 所在地に請求以外の払込（一括納付等）をされた方など一部のご契約者様については、控除額等が記載されません。右に記載の払込済額・前納減額金の計算方法に基づき、控除額をご算出ください。

〒105-8453
東京都港区新橋3-5-1 虎ノ門37ビル
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

小規模企業共済掛金の所得控除の証明について

① 共済契約者が小規模企業共済掛金を払込んだ場合、小規模企業共済掛金控除の対象となります。

② この証明書は、「給与所得者の保険料控除申告書」または「確定申告書」に添付して申告することになります。

申告にあたっては、特に以下の点にご留意ください。

1. この証明書は、令和7年1月から同年9月末日までの掛金の払込状況を記載したものです。

2. 払込済額・前納減額金の計算方法
(イ) 申告書には令和7年中の払込済額を記載（前記払込状況に10月、11月、12月中にお払込みの掛金を追加し、前納減額金を差し引いた額）を記入してください。（掛金月額×払込月数－前納減額金）
(ロ) 令和7年中に掛金控除対象期間があるときは、その控除対象期間中の掛金に相当する額は令和7年分の申告の計算に含めなくてください。
(ハ) 令和7年中に払込んだ掛金のうち、令和6年12月以前のものがある場合は令和7年の計算に含めてください。
(ニ) 令和7年中に払込んだ前納減額金で前納期間が12か月以内で、かつ令和8年1月以降の掛金に相当するものがある場合は、申告者の希望により令和7年の計算に含めてください。
(ホ) 令和7年中に払込んだ前納減額金で前納期間が13か月以上わたるものは、令和8年1月以降の掛金に相当するものを令和7年7月分の申告の計算から除いて令和8年に繰越して申告してください。
(ヘ) 令和6年12月以前に払込んだ掛金のうち、令和6年以前に控除の対象とならなかった部分で、令和7年1月から同年12月までの期間分（令和6年12月以降の掛金に相当するもの）が控除対象となる場合は、令和7年7月分の申告の計算に含めてください。

3. この証明書は、共済契約者本人の小規模企業共済掛金の所得控除の申告以外には使用できません。

4. 左記の控除額に金額記載がある場合のみ、小規模企業共済掛金控除証明書の電子交付が可能です。中小企業基盤整備機構の小規模企業共済オンライン手続きポータルから申請されたとしても、電子交付されない場合がありますのでご注意ください。

5. この証明書は、再発行いたしかねますので、大切に保管願います。

③ この証明書に添付する場合は共済相談室へお問い合わせください。

共済相談室 ☎050-5541-7171

年末調整・確定申告時の記入方法

【令和7年11月発送対象者】

記載された「控除額」を申告していただきます。10月～12月の払込み状況については、念のため、掛金を払込んだことが記載された通帳等の写しを添付して申請するように、ご案内をお願いいたします。

【令和8年2月発送対象者】

記載された「控除額」を申告していただきます。

●「掛金控除証明書」の電子交付について

令和7年11月発送対象者は、11月下旬までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をして、e-私書箱との連携が完了していれば、11月下旬に一括で電子交付されます。その後は利用者登録をして、e-私書箱との連携が完了後、随時電子交付されます。

令和8年2月発送対象者は、2月中旬までに「小規模企業共済オンライン手続きポータル」にて利用者登録をして、e-私書箱との連携が完了していれば、2月中旬に一括で電子交付されます。その後は上記と同様に、随時電子交付されます。

小規模企業共済

『掛金控除証明書』の再発行について（紛失時）

例年、確定申告の時期には「掛金控除証明書」の紛失等による再発行の依頼が共済相談室に多く寄せられるため、電話が大変つながりにくくなります。

届出住所に変更のないご契約者さまは、**プッシュホン電話による「定型書類の自動発送サービス」と、オンラインによる共済サポートnavi上での再発行申請が利用可能です。**オンラインによる請求（入力項目は共済契約者番号・氏名・メールアドレス・電話番号・請求部数）は、大変便利です。

まだご存知ではないご契約者さまがいらっしゃいましたら、ぜひご案内をお願いします。1週間程度で登録されている住所にお届けします

また届出住所に変更があるご契約者さまにつきましては、共済相談室へお申し出いただくとともに、「届出事項変更申出書」のご提出をしていただくようご案内をお願いします。なお届出住所の変更はオンラインでも受付が可能です。

再発行手続き【自動発送サービス】

自動発送サービスの利用方法

プッシュホン電話で「☎042-567-3308」までおかけください

「共済契約者番号(7ケタ)」と「CD(2ケタ)」を入力し、「# (シャープ)」を押す

生年月日の「月日」と「# (シャープ)」を押す

契約者番号の確認が済んだら、「依頼書類番号」「355 # (掛金控除証明書)」を入力する。

連絡先の「電話番号」を入力し、「# (シャープ)」を押せば、再発行の受付は完了です

再発行手続き【オンライン】

再発行画面の表示方法

共済サポートnavi、画面右にある「ご契約者様はこちらから」をクリック

表示されたページ内の「小規模企業共済 詳しく見る」中の「通知物・証明書」をクリック

「証明書類」中の「掛金控除証明書」にある「説明ページへ」ボタンをクリック

表示されたページ「再発行」の「『掛金控除証明書』再発行専用フォーム」をクリック

表示されたページに〈共済契約者番号〉〈氏名〉〈メールアドレス〉〈請求部数〉〈電話番号〉をご入力いただき、**確認**をクリックすると再発行の受付が完了します

小規模企業共済

経営セーフティ共済

12月は前納集中月です(預金口座振替日について)

預金口座振替が確実に行われるよう、ご契約者さまにご案内をお願いいたします

12月は、小規模企業共済、経営セーフティ共済ともに、多くのご契約者さまが掛金を前納されます。年末を控え、ご契約者さまにとって忙しい時期を迎えることとなりますので、前納掛金等の預金口座振替が確実に行われるよう、対象となるご契約者さまからの問い合わせがありましたら、ご案内をよろしくお願いいたします。

小規模企業共済

掛金の預金口座振替日は **12月18日(木曜)** です

小規模企業共済の掛金引き落とし方法は「毎月払い」・「半年払い」・「年払い」の3種類です。12月は、掛金を「年払い(12ヵ月分)」で引き落としされるご契約者さまが、多数いらっしゃいます。

特に令和6年12月に加入されたご契約者さまにつきましては、金融機関における口座設定の不備や、ご契約者さまの資金不足による振替不能等の理由により、令和7年12月の口座振替ができないことがありますので、ご契約者さまからの問い合わせがありましたらご案内をお願いいたします。

Q.

12月の口座振替日に、残高不足で「年払い(12ヵ月分)」の引き落としができなかった場合はどうなりますか？

A.

今年(年内)は年払い分の再請求はせず、振替不能となります。翌月(翌年1月)は請求が中断され、翌々月以降の請求は次ページのとおりとなります。なお、翌年の12月(半年払いの場合は6月)には、再度12ヵ月分(半年払いの場合は6ヵ月分)の請求が行われます。

経営セーフティ共済

掛金の預金口座振替日は **12月29日(月曜)** です

すでにご契約者さまとなっている方が前納する場合は、「掛金前納申出書」(様式㊥214)を**12月5日(金曜)**までに、中小機構へご提出(オンライン申請の場合は**12月5日(金曜)午後11時59分**までに手続き完了)いただく必要があります。提出期限を過ぎての手続きや、振込みによる前納はできませんのでご注意ください。

Q.

残高不足で引き落としができなかった場合は、どうなりますか？

A.

前納分の再請求はせず、今年(年内)は振替不能となります。翌月は請求が中断され、翌々月に3ヵ月分の請求を行い、その後は毎月の請求となります。再度、前納を希望する場合は、あらためて「掛金前納申出書」を提出いただくよう、ご案内ください。

小規模企業共済

経営セーフティ共済

すでにご契約者さまとなっている方の 掛金の前納手続きについて

12月に前納を希望する場合、中小機構への書類提出期限は、小規模企業共済は11月20日（木曜）まで、経営セーフティ共済は12月5日（金曜）までです。

<掛金の前納手続きの要領> 令和7年12月に掛金の前納を希望する場合

		小規模企業共済	経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)
提出書類		「掛金一括納付申請書」（様式小205） 共済サポートnaviからダウンロード可能 オンライン申請も可能※ (※マイナンバーカードをお持ちの方)	「掛金前納申出書」（様式㊸214） 共済サポートnaviからダウンロード可能 オンライン申請も可能※ (※GビズIDプライムのアカウントをお持ちの方)
注意事項		記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。	記入事項を確認してください。 ①記入漏れがありませんか。 ②誤記入がありませんか。 ③この前納申出額により積立限度額の 800万円を超えないかご確認ください。 ④12月に前納を希望する場合は「前納希望 年月」欄は「令和7年12月」と記入してく ださい。
中小機構 への 提出期限		令和7年11月20日(木曜)までに到着したもの オンライン申請の場合は11月20日(木曜) 午後11時59分までにお手続きが完了したもの	令和7年12月5日(金曜)までに到着したもの オンライン申請の場合は12月5日(金曜) 午後11時59分までにお手続きが完了したもの
掛金請求 について	請求額	掛金一括納付申請書に記載の金額 (掛金月額の数倍) ※ 前々月(10月)までに掛金の未納がある 場合は、上記記載の金額とは別に未納分の 請求をします。	掛金前納申出書に記載の金額(掛金月額の 整数倍。ただし、積立限度額に達する場合 等は端数あり) ※ 前々月(10月)までに掛金の未納がある 場合は、上記記載の金額とは別に未納分の 請求をします。
	12月 に 払 込 み が な か っ た 場 合 の 掛 金 請 求	令和8年1月請求…請求は行いません。 令和8年2月請求…当月分と令和7年12月分 令和8年3月請求…当月分 令和8年4月請求…当月分と令和8年1月分 以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。令和8年 中に新たに前納を希望する場合は、再度「一 括納付申請書」の提出が必要です。〉	令和8年1月請求…請求は行いません。 令和8年2月請求…当月分と令和7年12月分、 令和8年1月分の3か月分 以降は各月に当月分の請求となります。 〈前納申出額の再請求は行いません。〉

※小規模企業共済では、掛金の前納を「半年払い」または「年払い」でお支払いいただくことが可能です。ご契約者さまから受け付けた『払込区分兼指定納付月変更届』（様式小204）を、払込の希望月（掛金納付指定月）の前月20日（土日祝日は前営業日）までに中小機構へ提出してください。（ただしオンラインでの申込みについては20日が土日祝日であっても受付可能）「年払い」の場合は希望月（年1回）に12ヵ月分、「半年払い」の場合は希望月と希望月の6ヵ月後（年2回）にそれぞれ6ヵ月分の掛金を一括して請求します。

以降、毎年同時期に請求します。

※経営セーフティ共済では、掛金の前納を希望する場合、都度（毎回）「掛金前納申出書（様式㊸214）」を提出してください。

※オンライン申請について、提出期限の直前はアクセスの集中が予想されますので、余裕を持ったお手続きをお願いいたします。

※経営セーフティ共済で令和8年1月に前納を希望する場合、中小機構への手続き書類提出期限は令和8年1月5日（月曜）です。

その他、掛金月額変更等につきましても同様です。お手続きやご相談は、年内に済ませていただきますようお願いいたします。

11～12月のオンラインによる手続きや 「②現金なし」による加入・増額申込みは 令和7年の所得控除対象になりません (所得控除について)



**ご注意
ください!!**

例年11～12月は、年末調整や確定申告を見据え、加入申込時に掛金前納や半年払い、年払いをご希望される方が多くなります。

この期間に、「①現金あり」にて加入申込みをされた場合は、年内に現金（申込時前納・半年払い・年払いを含む）による支払いを行っておりますので、当該支払額は原則として、全額所得控除の対象となります。しかし、オンラインによるお手続きや、「②現金なし」にて加入申込みをされた場合は、初回のご請求（口座振替）が、翌年（原則、申込月の翌々月、11月加入の場合は翌年1月、12月加入の場合は翌年2月）となるため、当年（令和7年）の所得控除の対象とはなりません（翌年の控除対象となります）。

加入申込み時に、年内に掛金を支払い、当年の所得控除をご希望される場合は、必ず「①現金あり」による加入申込みをご案内していただきますようお願いいたします。

また、同時期の掛金月額増額も、同様の理由で、当年の所得控除をご希望される場合は必ず「①現金あり」によるお申込みをご案内いただきますようお願いいたします（なお、「②現金なし」で増額申込みや、オンラインで増額のお手続きをする場合、掛金前納のお取扱いもできませんのでご注意ください）。

**※10月受付であっても、取次ぎの遅れ等により取扱期が11月以降になった場合、
初回の口座振替は翌年1月以降となりますので、「報告遅れ」とならないよう十分ご注意ください。**

例）「現金あり」・「現金なし」による加入申込み（12月申込み）の違いについて（月額7万円・年払いの場合の例）年内のお支払い額（赤字のもの）のみが令和7年の所得控除対象となるため、「現金なし」の場合は、所得控除対象となるお支払いが発生しません。

年月	「現金あり」による申込み	「現金なし」による申込み
令和7年12月	加入申込時、84万円を現金にて支払い (令和7年12月～令和8年11月分)	加入審査中のためお支払いなし
令和8年1月	加入審査中のためお支払いなし	同上
令和8年2月	加入審査中のためお支払いなし	初回請求（口座振替）：84万円 (令和7年12月～令和8年11月分)

※令和5年9月より、オンラインでの新規加入申込み、増額のお手続きを開始しております。

オンラインによるお手続きは、全て口座振替による納付となります。（従来の「現金なし」での手続きと同様）

令和7年の所得控除の対象とするためには10月中の手続きが必要です。（ただし、不備なく手続きが完了した場合に限ります。）

経営セーフティ共済

加入申込時に前納を受付けた場合の注意点について

経営セーフティ共済の加入申込時の前納には、**(ア) 2か月後に前納金を口座から引き落とす方法と、(イ) 申込月に中小機構が指定する口座に前納金をお振込みいただく方法の2種類**があります。

ここでは、それぞれの場合について、お客様にご案内いただきたい注意点についてお知らせいたします。

契約申込書の前納申込欄「14 掛金月額」100,000円とした場合

16 掛金前納申込 (前納方法を選択し て記入ください。)	①希望しない	前納方法	⑦ 初回預金口座振替時に前納を希望する場合 こちらに金額の記入がある場合は 17 掛金納付額 (納付月分を含む) 12 か月分 120000 円 ※初回預金口座振替は原則2か月後になります。加入審査状況によっては、初回の振替が遅れる場合があります。 ※初回預金口座振替時は、上記金額のほかは振替前月までの掛金が増算されます。	(ア)をご案内
	②希望する (アカイを選択)	方法	⑧ 振込による前納を希望する場合 こちらに金額の記入がある場合は 19 掛金納付額 (納付月分を含む) 12 か月分 120000 円 ※契約申込月内に振込を行ってください。(振込手数料は加入申込者負担となります。) ※振込口座は、契約申込書を提出する委託団体・代理店窓口にてご確認ください。	(イ)をご案内

(ア) 初回の預金口座振替時に前納を希望する場合 (2か月後に前納金を預金口座振替により納付)

前納金は後日、預金口座振替により納めていただきます。申込時に現金による受け取りは行っていないので、預金口座振替については、以下の注意点をご案内ください。前納金を加入申込月または翌月に損金算入させたいお客さまの場合は (イ) をご案内ください。



初回の口座振替は申込月の2か月後です

初回の口座振替は、通常、加入申込月の2か月後に行われます。ただし、申込書の記入事項や添付書類に不備等があった場合、共済契約の締結が遅れ、初回の口座振替が2か月後に行われないことがありますので、ご注意ください。



初回の口座振替額は記入額プラス2か月分です

初回到口座振替される掛金は、申込月分、その翌月分、契約申込書に記入された納付月分を含む掛金納付額の合計となります。つまり、前納分プラス2か月分となり、上記の例では14か月分の140万円が初回の預金口座振替額となります。また、左記ただし書きの理由により初回の口座振替が3か月後に行なわれた場合は、前納分プラス3か月分となります。

(イ) 振込みによる前納を希望する場合 (申込月に中小機構指定の口座へ振込む)

委託機関の皆さまには、お客さまに「前納金振込口座[※]」をご案内いただいておりますが、同時に以下の注意点をご案内ください。

※「前納金振込口座」は、加入申込者が前納金を振込むために設けられた口座です。中小機構から委託機関ごと（金融機関は支店ごと）に「三井住友銀行 しらゆり支店」の中小機構名義の普通預金口座を割り当てておりますので、契約申込を受け付けた窓口に掲示されている口座番号を正確にお伝えいただき、加入申込月の同月末までに振込むよう、ご案内をお願いいたします。



契約者名義でお振込みをお願いいたします

必ず契約申込書に記入した事業所（個人事業主の場合は事業主名）の名称または掛金預金口座振替申出書に記入した口座名義人名で振込んでいただき、担当の税理士など第三者名義では振込まないようご注意ください。なお、「株式会社」や「有限会社」なども必ず付けた名称でのお振込みをお願いいたします。



振込みの控えの保管をお願いいたします

後日、委託機関の皆さまを通じて、中小機構よりお振込みに関する照会をさせていただくことがありますので、お振込みの控えは必ず保管するようご案内をお願いいたします。またネットバンキングの場合も振込み内容[※]が確認できる控えのページを忘れず印刷しておくようご案内をお願いいたします。

※振込日、振込金額、振込名義人、振込先の口座番号



加入申込月の当月中にお振込みをお願いいたします

お振込みによる前納を希望されている場合、契約申込書と入金を月末で締め、確認を行っております。月をまたいで振込まれた場合、確認に時間を要するため、共済契約の締結が遅れることがあります。また、前納期間が1か月減ることに伴い、前納減額金もその分少なくなります。



契約申込書に記載した金額どおりにお振込みをお願いいたします

振込手数料はお客さまの負担としております。振込手数料を差し引いた額を振込まないようご案内をお願いいたします。

確定申告時に必要な書類について

Q. 掛金は税法上どのような取扱いになりますか？

A. 納付した掛金は、**個人事業の場合は事業所得の必要経費※**、**会社等の法人の場合は損金の額に算入**することができます。また前納掛金については、**前納の期間が1年以内**であるものは支払った日の属する年分または事業年度において、**必要経費または損金の額に算入**できます。

ただし令和6年10月1日以降に共済契約を解約し、再度共済契約を締結（再加入）する場合、その解約の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金の額に算入できません。

※個人事業の場合、掛金は事業所得以外の収入（不動産所得等）の必要経費として算入が認められませんのでご注意ください。

Q. 確定申告の際は、どのような書類が必要ですか？

A. **〔個人の場合〕→**
「特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

〔法人の場合〕↓
「特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書」と損金に算入する額（法人税関係特別措置の適用を受ける額）を記載する「適用額明細書」に必要事項を記入し、確定申告書に添付してください。

〔様式〕 出典：国税庁ウェブサイト

特定の基金に対する負担金等の必要経費算入に関する明細書

(年分) 氏 名 _____

基金に係る法人名 ①				
基金の名称 ②				
告示番号 ③	第 号	第 号	第 号	第 号
当年度に支出した負担金等の額 ④	円	円	円	円
同上のうち必要経費に算入した額 ⑤				

〔様式〕

社会保険診療報酬に係る収入金等、農林水産物等に係る収入金等の明細書

事業年度	納入額	納入回数
1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21
22	23	24
25	26	27
28	29	30
31	32	33
34	35	36
37	38	39
40	41	42
43	44	45
46	47	48
49	50	51
52	53	54
55	56	57
58	59	60
61	62	63
64	65	66
67	68	69
70	71	72
73	74	75
76	77	78
79	80	81
82	83	84
85	86	87
88	89	90
91	92	93
94	95	96
97	98	99
100	101	102
103	104	105
106	107	108
109	110	111
112	113	114
115	116	117
118	119	120
121	122	123
124	125	126
127	128	129
130	131	132
133	134	135
136	137	138
139	140	141
142	143	144
145	146	147
148	149	150
151	152	153
154	155	156
157	158	159
160	161	162
163	164	165
166	167	168
169	170	171
172	173	174
175	176	177
178	179	180
181	182	183
184	185	186
187	188	189
190	191	192
193	194	195
196	197	198
199	200	201
202	203	204
205	206	207
208	209	210
211	212	213
214	215	216
217	218	219
220	221	222
223	224	225
226	227	228
229	230	231
232	233	234
235	236	237
238	239	240
241	242	243
244	245	246
247	248	249
250	251	252
253	254	255
256	257	258
259	260	261
262	263	264
265	266	267
268	269	270
271	272	273
274	275	276
277	278	279
280	281	282
283	284	285
286	287	288
289	290	291
292	293	294
295	296	297
298	299	300
301	302	303
304	305	306
307	308	309
310	311	312
313	314	315
316	317	318
319	320	321
322	323	324
325	326	327
328	329	330
331	332	333
334	335	336
337	338	339
340	341	342
343	344	345
346	347	348
349	350	351
352	353	354
355	356	357
358	359	360
361	362	363
364	365	366
367	368	369
370	371	372
373	374	375
376	377	378
379	380	381
382	383	384
385	386	387
388	389	390
391	392	393
394	395	396
397	398	399
400	401	402
403	404	405
406	407	408
409	410	411
412	413	414
415	416	417
418	419	420
421	422	423
424	425	426
427	428	429
430	431	432
433	434	435
436	437	438
439	440	441
442	443	444
445	446	447
448	449	450
451	452	453
454	455	456
457	458	459
460	461	462
463	464	465
466	467	468
469	470	471
472	473	474
475	476	477
478	479	480
481	482	483
484	485	486
487	488	489
490	491	492
493	494	495
496	497	498
499	500	501
502	503	504
505	506	507
508	509	510
511	512	513
514	515	516
517	518	519
520	521	522
523	524	525
526	527	528
529	530	531
532	533	534
535	536	537
538	539	540
541	542	543
544	545	546
547	548	549
550	551	552
553	554	555
556	557	558
559	560	561
562	563	564
565	566	567
568	569	570
571	572	573
574	575	576
577	578	579
580	581	582
583	584	585
586	587	588
589	590	591
592	593	594
595	596	597
598	599	600
601	602	603
604	605	606
607	608	609
610	611	612
613	614	615
616	617	618
619	620	621
622	623	624
625	626	627
628	629	630
631	632	633
634	635	636
637	638	639
640	641	642
643	644	645
646	647	648
649	650	651
652	653	654
655	656	657
658	659	660
661	662	663
664	665	666
667	668	669
670	671	672
673	674	675
676	677	678
679	680	681
682	683	684
685	686	687
688	689	690
691	692	693
694	695	696
697	698	699
700	701	702
703	704	705
706	707	708
709	710	711
712	713	714
715	716	717
718	719	720
721	722	723
724	725	726
727	728	729
730	731	732
733	734	735
736	737	738
739	740	741
742	743	744
745	746	747
748	749	750
751	752	753
754	755	756
757	758	759
760	761	762
763	764	765
766	767	768
769	770	771
772	773	774
775	776	777
778	779	780
781	782	783
784	785	786
787	788	789
790	791	792
793	794	795
796	797	798
799	800	801
802	803	804
805	806	807
808	809	810
811	812	813
814	815	816
817	818	819
820	821	822
823	824	825
826	827	828
829	830	831
832	833	834
835	836	837
838	839	840
841	842	843
844	845	846
847	848	849
850	851	852
853	854	855
856	857	858
859	860	861
862	863	864
865	866	867
868	869	870
871	872	873
874	875	876
877	878	879
880	881	882
883	884	885
886	887	888
889	890	891
892	893	894
895	896	897
898	899	900
901	902	903
904	905	906
907	908	909
910	911	912
913	914	915
916	917	918
919	920	921
922	923	924
925	926	927
928	929	930
931	932	933
934	935	936
937	938	939
940	941	942
943	944	945
946	947	948
949	950	951
952	953	954
955	956	957
958	959	960
961	962	963
964	965	966
967	968	969
970	971	972
973	974	975
976	977	978
979	980	981
982	983	984
985	986	987
988	989	990
991	992	993
994	995	996
997	998	999
1000	1001	1002
1003	1004	1005
1006	1007	1008
1009	1010	1011
1012	1013	1014
1015	1016	1017
1018	1019	1020
1021	1022	1023
1024	1025	1026
1027	1028	1029
1030	1031	1032
1033	1034	1035
1036	1037	1038
1039	1040	1041
1042	1043	1044
1045	1046	1047
1048	1049	1050
1051	1052	1053
1054	1055	1056
1057	1058	1059
1060	1061	1062
1063	1064	1065
1066	1067	1068
1069	1070	1071
1072	1073	1074
1075	1076	1077
1078	1079	1080
1081	1082	1083
1084	1085	1086
1087	1088	1089
1090	1091	1092
1093	1094	1095
1096	1097	1098
1099	1100	1101
1102	1103	1104
1105	1106	1107
1108	1109	1110
1111	1112	1113
1114	1115	1116
1117	1118	1119
1120	1121	1122
1123	1124	1125
1126	1127	1128
1129	1130	1131
1132	1133	1134
1135	1136	1137
1138	1139	1140
1141	1142	1143
1144	1145	1146
1147	1148	1149
1150	1151	1152
1153	1154	1155
1156	1157	1158
1159	1160	1161
1162	1163	1164
1165	1166	1167
1168	1169	1170
1171	1172	1173
1174	1175	1176
1177	1178	1179
1180	1181	1182
1183	1184	1185
1186	1187	1188
1189	1190	1191
1192	1193	1194
1195	1196	1197
1198	1199	1200
1201	1202	1203
1204	1205	1206
1207	1208	1209
1210	1211	1212
1213	12	

事業承継・M&Aのお悩みは、お近くの 事業承継・引継ぎ支援センターにご相談ください

全国47都道府県に設置されている「事業承継・引継ぎ支援センター」では、あらゆる事業承継の課題に対してワンストップで支援しています。

中小機構は、センターへの研修や助言、広報活動等を通じて、事業承継の機運醸成を行っています。



事業承継・
引継ぎ支援センター

秘密厳守
相談無料

お近くの「センター」の検索は
こちらから⇒



■事業承継・引継ぎ支援センターについて

事業承継・引継ぎ支援センターは、産業競争力強化法に基づいて各都道府県に設置された公的な相談窓口です。事業承継やM&A支援の実績とスキルを備えたプロフェッショナルに、無料で相談できます。

後継者がいても具体的な承継方法が分からない場合や、経営を引退したいが後継者がいない場合など、お悩みに応じたアドバイスや第三者とのマッチング支援などを行っています。

親族への継承

- ・引き継いで欲しい人はいるが、何から準備したらよいか
- ・資産や株式をどのように引き継いだらよいか
- ・後継者の教育方法について悩んでいる
- ・相続税や贈与税が心配だ

第三者への引継ぎ(M&A)

- ・後継者がいないので、他の企業に譲渡したい
- ・引き受けてもらう相手をどのように探せばよいか
- ・自社の価値をどのように考えればよいか
- ・第三者への譲渡の具体的手続きを教えてほしい

事業継承に関する様々な課題

- ・従業員や取引先にどのように伝えればよいか
- ・M&Aの話を進めているが、契約書の内容をみてほしい
- ・経営者保証がネックになっている
- ・廃業も考えているが、M&Aの可能性はあるか

事業継承・引継ぎ支援センターへの相談で問題解決

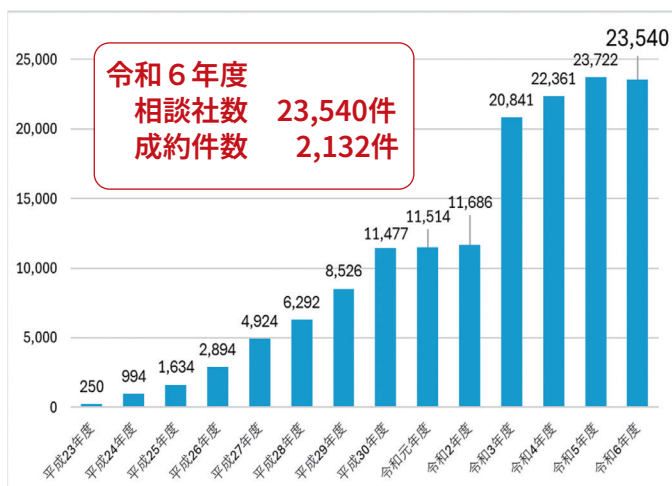
■令和6年度の実績について

経営者の平均年齢は年々上昇し、事業承継を検討する経営者層が拡大しているとともに、昨今は、中小企業・小規模事業者にとっても、第三者承継(M&A)が事業承継の一つの手段として浸透してきています。

こうした背景から、令和6年度は、2年連続で新規相談者数が23,000者を超え、事業承継・引継ぎ支援センター開設以来の累計相談者数は15万者超となりました。

全国の事業承継・引継ぎ支援センターでは、後継者不在や事業の継続に関するお悩み、親族や従業員への事業承継の方法、M&Aの実行に関するセカンドオピニオン等、事業承継に関するあらゆるご相談に対応し、皆様の円滑な事業承継やM&Aをサポートいたします。

センターへの相談件数の推移



(累計: 150,655者)

■円滑な事業承継のための「各種コンテンツ」

計画的な事業承継の準備のための冊子。事業承継のパターンごとの解説や、事業承継計画表の作成などわかりやすく解説しています。



冊子はこちらから



YouTubeチャンネルでは、事業承継の事例や、事業承継を学べるコンテンツを掲載しています。



チャンネルは
こちらから



20XX年を目指す中小企業の挑戦の旅

未来
航路

開催期間

2025.
10.3 FRI - 10.7 TUE

会場

大阪・関西万博EXPOメッセ
「WASSE」〈South〉

※事前予約は不要です。来場には万博の入場チケットが必要です。

お問合せ先

「未来航路-20XX年を目指す
中小企業の挑戦の旅-」運営事務局
expo-chusho@taiyo.co.jp

特設サイト

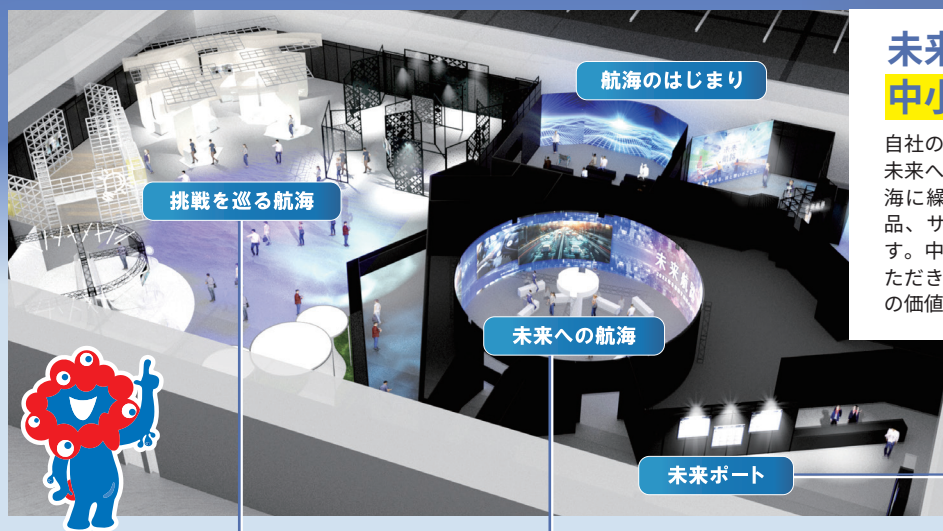
- 特設サイトで
「展示参加企業」と
「未来に向けたメッセージ」
配信！



主催

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構

技と想いで創る、いのち輝く未来

未来社会を実現する
中小企業の魅力を体感！

自社の強みを生かして社会課題の解決に挑戦し、未来へ進んでいく中小企業を「未知の大海への航海に繰り出す挑戦者」に見立て、未来思考の製品、サービス、技術等を紹介する体験型展示です。中小企業の様々な技術やアイデアに触れていただき、未来社会を実現する中小企業の挑戦やその価値を体感していただければと思います。

本イベントの
コンセプトムービー
公開中！→



挑戦を巡る航海 未来思考の企業展示

未来をかたちにする製品や技術・サービスを見たり体験できます。“いのち輝く未来社会”の実現に向け社会課題に挑んでいく中小企業の挑戦を体感してください！



未来への航海 270°映像シアター

未来思考の製品や技術・サービスが実現する“20XX年の未来”を、没入感ある映像で体感できます。未来をのぞいたその先に、新しい発見やわくわくが待っています！



未来ポート ラップアップエリア

全国から届いた「未来への挑戦メッセージ」を紹介します。このメッセージから、多くの中小企業の未来への思いを感じてください！

一部の画像は想定イメージとなりますため、実際のものとは異なる可能性があります。

ビジネスの可能性を広げる、最高のパートナーを見つけよう！

ジェグテックは中小機構が運営する、中小企業の皆さまのための無料のマッチングサイトです。

「売上拡大」「新市場開拓」「海外進出」「共同開発」など、年間12,000件のビジネスマッチングが行われています！

くわしくは

<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>



約38,000社が活用！



大手企業、中堅企業・海外企業から様々なニーズ・課題が発信されています。貴社の技術、製品、サービスを提案することで、新しいビジネスチャンスを見つけていきましょう。

自社の強み、技術を発信！



貴社の技術や製品、サービスを会員企業にアピールすることができます。自社アピールページで積極的に情報を発信していきましょう。

アドバイザーのサポート！



会員の方には国内取引、海外取引に精通するアドバイザーがマッチングのサポートを行います。アピールページの記載方法や、マッチングに向けての提案など、様々なサポートが受けられます。

利用料は無料



サイトへの登録、サイトの利用など、ジェグテックで提供するサービスは無料です。商談成約などに係る成功報酬もありません。

小規模企業共済

経営セーフティ共済

商工共済ニュース発行通知登録フォームのお知らせ

商工共済ニュースをタイムリーにご参照いただくために、発行時にお知らせをお送りする仕組みをご用意いたしました。発行時の通知をご希望される場合には、以下のフォームに、委託機関さまの情報及び通知を受け取るメールアドレスのご登録をお願いいたします。

商工共済ニュース発行通知登録フォーム

<https://service.smrj.go.jp/cas/customer/questions/cdee0820a7ea42f1b3d5f379f942680b>

参加申込情報入力

入力内容を確認してください。内容が正しければ画面下部の「内容確認へ」ボタンをクリックしてください。

商工共済ニュース発行通知
お申し込みフォーム

「商工共済ニュース」発行通知希望

各項目に必要事項をご入力いただき、「内容確認」ボタンを押してください。
ご入力内容を確認後、担当部署よりご入力いただいた「メールアドレス」宛に、
商工共済ニュース発行時に通知をお送りいたします。

委託機関種別 どちらか選択してください。	委託団体：商工会、商工会議所、中小企業団体（協同組合等）、青色申告会、損害保険代理店など 委託代理店：銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合 ☐ 委託団体 ☐ 委託代理店（金融機関）
委託機関番号 （半角英数）	団体番号：（アルファベット1文字を含む半角英数6桁または9桁） 例：〇〇A×××（商工会の場合）、□□B●●●（商工会議所の場合） 代理店番号：（金融機関コードと同じ）4桁
委託機関名称	
氏名（姓）	

Be a Great Small.
中小機構 独立行政法人
中小企業基盤整備機構
共済事業推進部

共済制度に関するお問い合わせ

共済制度のお問い合わせにつきましては、中小機構ホームページ内の「お問い合わせフォーム」や「よくある質問」をご利用いただくか、共済相談室にお電話下さい。

共済相談室（平日9時～17時） **050-5541-7171**

共済サポートnavi <https://kyosai-web.smrj.go.jp/skyosai/call/>

編集人：独立行政法人中小企業基盤整備機構
発行所：〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1

